

令和3年度も市民活動応援券をご活用ください！



▷有効期間は、令和3年4月1日～令和4年3月31日の1年間です。

▷応援券は、市から地域まちづくり協議会へ交付します。

▷市民の皆さんは、地域まちづくり協議会の事業（文化祭、敬老会、三世代交流など）に参加するなどして、応援券を取得することができます。

▷地域まちづくり協議会がどの事業（行事）などで応援券を配付するかは、地域まちづくり協議会によって異なります。

令和3年度は緑色です

取得した応援券の使い方

1. サロンや自治会、子ども会、学童保育などの活動に、登録団体へ依頼して来てもらうことができます

個人で取得した応援券を持ち寄って、「市民活動応援制度冊子」に掲載の登録団体（提供先が「個人」と記載の登録団体に限る）へ連絡すると、教室を開催してもらったり、演奏を披露してもらったりすることができます。

2. 市民同士で自由に使用することができるので、必要としている人に譲ることができます

3. 冊子に掲載されている登録団体へ寄附することができます

【寄附方法】

- ①登録団体への直接寄附
- ②寄附ボックスへの投函
（市民協働センター「みらい」に常設）
- ③寄附ボードへの投函
（設置依頼のあった地域まちづくり協議会の行事などで臨時に設置することがあります）

※個人で応援券をお金に換えることはできません。
上記の3つの方法でお礼や寄附にお使いください。

令和3年度
市民活動応援制度冊子が
できました



令和3年度の登録団体を紹介しています。

冊子は、以下の施設などに配置しています。

- 各地区コミュニティセンター
- 本庁
- あいあい
- 市立医療センター
- 市民協働センター「みらい」
- 関支所
- 林業総合センター

※冊子を希望する人には、まちづくり協働課市民協働グループ（本庁1階）でお渡しします。

問合先 まちづくり協働課市民協働グループ
☎ 84-5008